令和7年度

水資源開発基本計画影響調査 霞ヶ浦用水地区農用地区域情報整理その3業務

> 特 別 仕 様 書 (当初)

第1章 総 則

(適用範囲)

第 1-1 条

令和7年度 水資源開発基本計画影響調査 霞ヶ浦用水地区農用地区域情報整理その3業務(以下「本業務」という。)の実施にあたっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務 共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事 項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第 1-2 条

本業務は、国営かんがい排水事業が実施された「霞ヶ浦用水地区」について、受益地内の最新の農用地区域に関する情報の整理を行うものである。

(場 所)

第 1-3 条

本業務において対象となる位置は、受益地のうち茨城県桜川市、境町及び坂東市逆井地内で、別添位置図に示すとおりである。

(一般事項)

第1-4条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。
- (2) 作業に従事する技術者は、対象業務に十分な知識と経験を有したものとする。
- (3) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときは、速やかにこれに応じるものとする。

(管理技術者)

第 1-5 条

管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する部門は次のとおりである。

資	格	技術部門		選択科目	
		総合技術監理		農業-農業土木	
				農業-農業農村工学	
				農業-農村地域計画	
 技術士				農業-農村地域・資源計画	
1文州 工			業	農業土木	
		農		農業農村工学	
		辰		農村地域計画	
				農村地域・資源計画	

博士	当該業務部門に関連する 学術部門	
シヒ゛ルコンサルティンク゛マネーシ゛ャー	農業土木	

(担当技術者)

第 1-6 条

担当技術者は、共通仕様書第1-8条によるものとする。

(配置技術者の確認)

第 1-7 条

共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。

なお、変更業務計画において、業務組織計画を変更する際も同様とする。

(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)への技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象として、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

(保険の加入)

第 1-8 条

受注者は、共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの要求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第2章 作業条件

(作業条件)

第 2-1 条

本業務の実施にあたっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。

- (1) 作業の実施にあたっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員 及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い手戻りのないよう留意しなければならない。
- (2) 本業務において生じた第三者との紛争で受注者の責に帰する事項は、受注者の責任 において処理しなければならない。

(貸与資料等)

第 2-2 条

貸与資料は、次のとおりである。

,	貸	与	資	料	数量
本地区の地番図 GIS データ	Þ				一式

関係市町の農業振興地域整備計画		
令和5年度 水資源開発基本計画影響調査 霞ヶ浦用水地区農用地区域情報整理業務 報告書	一式	
令和6年度 水資源開発基本計画影響調査 霞ヶ浦用水地区農用地区域情報整理その2業務 報告書	一式	

また、上記以外で必要な資料がある場合は監督職員と協議するものとする。

(貸与資料の取扱い)

第 2-3 条

第2-2条に示す貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。
- (3) 貸与資料から得られる情報は、業務を実施する以外の目的で使用してはならない。
- (4) 全ての貸与資料について、複製、持ち出しをしてはならない。業務の遂行上これらの 行為が必要となった場合は監督職員と協議するものとする。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第 3-1 条

本業務における作業項目及び数量は、別紙2「作業項目内訳表」に示すとおりである。

(作業の留意点)

第 3-2 条

業務の実施にあたって、特に留意する点は次のとおりとする。

- (1) 共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。
- (2) 作業にあたっては、監督職員及び関係機関と連絡調整を密に行い、作業の円滑な推進に努めることとする。
- (3) 調査方法及び判定については、監督職員によるものとする。
- (4) 総合的な考察及び判定は、相当の技術を有する技術者により、現況を十分把握のうえ 行う。

第4章 打合せ

(打合せ)

第 4-1 条

共通仕様書第 1-10 条による打合せについては、主として次の段階で行うものとする。また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

(1) 打合せ時期

初 回 作業着手の段階 (実施方針の確認)

第 2 回 中間打合せ(属性情報の整理段階)

最終回報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録 簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。 ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格 で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者 の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第 1-11 条に定める業務計画書に基づく業務工程 等の管理状況を報告しなければならない。

(2) 打合せ場所

WEBにより実施するものとする。

第5章 成果物

(成果物)

第 5-1 条

成果物を共通仕様書第1章第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- (1) 成果物の電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R) 正副 2 部 このほか、この成果物に含まれる「行政機関の保有する情報公開に関する法律」に基づく「不開示情報」に該当する情報について、その箇所を黒塗りにする措置を行い、電子媒体(CD-R 若しくは DVD-R)により別途 1 部を提出するものとする。
- (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) なお、前記で黒塗りの措置を行った成果物の出力は不要である。

(成果物の提出先)

第 5-2 条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

千葉県柏市根戸471-65

関東農政局利根川水系土地改良調査管理事務所

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第2-1条に示す「作業条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (3) 第 4-1 条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。

- (4) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間の変更が生じた場合。
- (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。
- (7) その他重要な変更が生じた場合。

第7章 定めなき事項

(定めなき事項)

第7-1条

この特別仕様書(案)に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙1 (第4-1条関連)

下記の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 $A\sim D$ までに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.1 を超える場合にあっては 10 分の 8.1 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業務区分	A	В	С	D
建設コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額	一般管理費等の
(土木関係のもの)			に10分の 9 を乗	額に10分の5を
			じて得た額	乗じて得た額

[作業項目内訳表]

作業項目	作業内容	数量
1. 業務準備	貸与する資料を整理・把握し作業計画を検討・樹立する。	一式
2. 農用地区域情報の整理	貸与する関係各市の農業振興地域整備計画の農用地利用計画を基に、貸与する本地区の受益を整理した地番図GISデータに農用地区域の属性データを追加する。また、上記により整理した地番図GISデータにより、受益内の農用地区域の面積集計及び図面の作成を行う。 ※上記地番図GISデータに、農用地利用計画に記載の該当地番を農用地区域として追加するのみの作業であり、突合しなかった地番についての補足確認や分筆等による不突合地番の解消作業等は想定していない。 ※貸与する農業振興地域整備計画の農用地利用計画は、Excelまたはpdf形式。	一式
3. 点検とりまとめ	各作業項目の成果物の点検、とりまとめ及び報告書の作成を行 う。	一式

- ・ 作業対象とする受益面積は約4,100ha、受益筆数は約26,000筆。
- 作業対象とする市町は、桜川市、境町、坂東市逆井地内。